

## 令和2年 職員の給与に関する報告の概要

### ○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.05\%$ ）が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

151 民間事業所の個人別給与を実地調査（完了率 87.4%）

#### 月例給（平均給与月額）の比較

民間給与との較差  $\Delta 198$ 円  $\Delta 0.05\%$ （昨年 362円 0.10%）

民間給与（事務・技術）	県職員給与（行政職）	較差
362,673円	362,871円	$\Delta 198$ 円（ $\Delta 0.05\%$ ）

（注）1 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。

2 民間給与は、4月分給与について令和2年職種別民間給与実態調査を実施し、その結果に基づき、役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。

3 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は43.7歳で、平均経験年数は21.2年である。

### 2 国及び他の都道府県職員の給与との比較

平成31年4月における国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県職員のラスパイレス指数は98.4（全都道府県職員の平均指数は99.8）である。

### 3 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### （参考）ボーナスの改定（令和2年10月22日勧告）

民間の支給割合（4.45月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映